

国民健康保険料の賦課限度額などが変わります

国民健康保険（国保）は、みなさんが病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるよう、お互いに助け合う医療保険制度です。

今年度は、国の制度改正に基づき、保険料負担の公平性の確保と中低所得層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額と軽減基準を変更しました。ご理解・ご協力をお願いします。

国保料の賦課限度額が変わります

国保料は、加入者の所得などに応じ、医療給付金分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40〜64歳の加入者のみ）をそれぞれ計算し合算したもので、それぞれ賦課額の上限が設定されています。これを賦課限度額といいます。

高所得者に応分の負担を求め、中低所得者の負担軽減を図る目的で、国の賦課限度額の基準額が改正されました。このことから、高山市でも平成27年度から国保料の賦課限度額を改正することになりました。

賦課限度額の改正内容

賦課限度額	平成26年度	平成27年度
医療給付金分	51万円	52万円
後期高齢者支援金分	16万円	17万円
介護納付金分	14万円	16万円
合計額	81万円	85万円

軽減対象となる所得基準額の改正内容

軽減割合	世帯の総所得金額	
7割軽減	33万円以下(改正なし)	
5割軽減	改正後	33万円+(26万円×被保険者数)以下
	改正前	33万円+(24.5万円×被保険者数)以下
2割軽減	改正後	33万円+(47万円×被保険者数)以下
	改正前	33万円+(45万円×被保険者数)以下

所得による保険料軽減対象範囲が拡大されます

低所得者への国保料の負担を軽減するため、世帯主およびその世帯の国保加入者（特定同一世帯所属者を含む※）の所得の合計額が一定金額以下の場合、その世帯の均等割額と平等割額について7割、5割、2割の軽減を適用しています。

平成27年度からは、国の制度改正により、5割と2割の軽減対象になる所得の基準額が引き上げられ、軽減対象世帯が拡充されます。

※特定同一世帯所属者

後期高齢者医療制度の加入者になったことにより国保資格を喪失した人で、引き続き同一世帯に属する人のこと

問合せ先

市民課
☎35-3137

健康診査を受けましょう

～今年度18歳になる方へ～

市では、18歳～39歳（平成10年3月31日～昭和51年4月1日生まれ）の市民で、職場などで健康診査を受ける機会がない方を対象に健康診査を行っています。

市の健康診査の結果では、10代～20代の若い方の中にも、コレステロールや尿酸値で正常値を超える方が多いことが分かってきました。

年齢を重ね、数値が悪くなってしまいう前に、ご自分の健康状態を確認してみませんか。健康診査にかかる費用は510円、時間は1時間程度です。

学生の方は夏休み期間を利用することができますので、この機会にぜひお申し込みください。

※日程や会場については、下記までお問い合わせいただくか市HPをご覧ください。

問合せ先 健康推進課 ☎35-3160
広報ID 1000469

保険料の決定通知書をお届けします (国民健康保険・介護保険)

平成26年中の所得が確定し、平成27年度の保険料が決まりましたので、7月20日頃に、保険料の決定通知書（本算定分）をお届けします。保険料額や支払い方法などが記載されていますので、ご確認ください。

問合せ先 国民健康保険について 市民課 ☎35-3137
介護保険料について 高年介護課 ☎35-3178

70～74歳の国民健康保険に加入している方へ 高齢者受給者証(紫色)をお届けします

8月1日から使用していただく新しい高齢者受給者証(紫色)は、7月中旬から8月2日までに、郵便局員が直接手渡しする「簡易書留郵便」でお届けします。

長期間留守にされる方や、市役所・支所での受け取りを希望される方はお早めにご連絡ください。

※国民健康保険被保険者証(緑色)の有効期限は9月30日のため、9月下旬に新しい証をお届けします。

問合せ先 市民課 ☎35-3137